

JAネットバンク利用規定

※当組合を「当会」へ読み替えてご利用ください。

第1条 「JAネットバンク」

「JAネットバンク」（以下、「本サービス」といいます）は、パソコン等当組合所定の端末機器を使用して、本サービスの契約者（以下、「契約者」といいます）からの依頼に基づき、振込・振替手続を行うサービス、契約者の口座残高等の情報を提供するサービス、税金・各種料金の払込み「Pay-easy（ペイジー）」（以下、「払込」といいます）を行うサービス、その他当組合所定のサービスを、本規定により行うものです。また、本サービスの契約者は、当組合に口座を保有し、本規定の内容を十分に理解したうえで本規定に同意し、当組合所定の申込みを行い、かつ当組合が当該申込みを承諾した本邦居住の方に限ります。

契約者は、本規定に基づき、自らの判断と責任において本サービスを利用してください。

第2条 サービス取扱時間

本サービスの取扱時間は、当組合所定の時間内とし、取扱時間は利用するサービスにより異なる場合があります。

第3条 利用申込み

- ① 本サービスの利用の申込みの際には、当組合制定の書面もしくは当組合が定める方法（以下、「利用申込書等」といいます）により「住所」、「氏名」、「ログインパスワード」、その他必要事項を届出てください。
- ② 本サービスを利用できる口座は、契約者が利用申込書等により指定した当組合所定の貯金種類の契約者名義口座（以下、「サービス利用対象口座」といいます）とします。また、契約者が指定できる口座数は、当組合所定の範囲内とします。
なお、本サービスの申込みの際には、サービス利用対象口座のうち一つの普通貯金口座又は当座貯金口座を「サービス利用代表口座」（以下、「代表口座」といいます）として届出いただき、代表口座の届出印を本サービスにおける届出印とします。
- ③ 本サービスの申込みに対する当組合の手続完了後、必要事項を記載した「JAネットバンク操作手引き」の送付について（送付状）を契約者の届出住所宛に郵送で通知しますので、契約者は、この「JAネットバンク操作手引き」の送付について（送付状）や「操作手引き」等に基づき、当組合所定の設定を端末機器から必ず行ってください。契約者の設定完了後、本サービスは利用可能となります。

第4条 本人確認

本サービスでは、端末機器から送信された「ログインID」、「パスワード」と、当組合に登録されている「ログインID」、「パスワード」との一致の他、当組合が定める方法により契約者ご本人である旨の確認（以下、「本人確認」といいます）を行います。

なお、本サービス利用に際して必要な「ログインID」、「パスワード」、その他本人確認方法の規格、設定方法等は、当組合が定めるものとし、当組合が必要とする場合には、これを変更することができるものとします。

第5条 取引の依頼・依頼内容の確認等

- ① 本サービスの取引の依頼は、第4条の本人確認手続を経た後、取引に必要な事項を当組合の指定する操作方法により行ってください。
- ② 当組合が本サービスの取引の依頼を受けた場合、契約者に依頼内容を端末機器を通じて確認しますので、その内容が正しい時には、当組合の指定する操作方法により、確認した旨を当組合に伝達してください。当組合が伝達された内容を確認した時点で当該取引の依頼が確定したものととして、契約者の有効な意思により、かつ依頼内容が真正なものとみなし取扱います。また、依頼した取引については、本規定において特に定めのない限り、取消、変更等はできないものとします。
なお、払込にかかる操作手順は第8条でご確認ください。
- ③ 取引の依頼事項・内容及び取引の完了結果については、当組合が指定する方法（受付完了確認画面、依頼内容の照会機能、通帳等）により、契約者の責任において必ず確認してください。

なお、内容に不明な点がある場合等は、当組合にご確認ください。ただし、第8条の払込にかかる

確認は、収納機関に直接ご確認ください。

- ④ 以下の事由等により、契約者から依頼された取引が処理できなかった場合には、当該取引が行われなかったことにより生じた損害について、当組合は責任を負いません。
- 1 以下の金額が支払元の貯金口座（以下、「支払指定口座」といいます）の支払可能残高（当座貸越を利用できる場合は、その範囲内の金額を含みます）を超えるとき。
 - a 振込・振替手続の処理時における振込金額と振込手数料の合計金額または振替金額
 - b 払込手続の処理時における払込金額
 - c 定期貯金預入手続の処理時における預入金額
 - d 繰上返済手続の処理時における約定返済元金・利息と繰上返済元金・繰上利息および繰上返済手数料の合計金額
 - 2 振替手続において入金先の貯金口座が解約済みのとき。
 - 3 払込手続において、払込先の収納機関から納付情報又は請求情報についての所定の確認ができないとき。
 - 4 支払指定口座に対し契約者から支払停止若しくは解約の届出があり、それに基づき当組合が手続を行ったとき。
 - 5 当組合の任意に定める回数を超えてパスワードを誤って端末機器に入力したとき。
 - 6 差押その他相当の事由が発生したとき。
- ⑤ サービス利用対象口座について同日に複数の引落とし（本サービス以外の引落としを含みます）をする場合には、その総額が支払指定口座の支払可能金額を超えるとき、その何れを引落とすかは当組合の任意とします。また、万一、これにより損害が生じた場合でも、当組合は責任を負いません。

第6条 照会サービス

- ① 照会サービスとは、当組合が指定する操作方法により、契約者の依頼に基づき、あらかじめ指定されたサービス利用対象口座について、その残高や入出金明細等の各種情報を提供するサービスをいいます。
- ② 照会サービスの利用時間及び提供する各種情報の基準・範囲等は、当組合が別途定めた内容に基づくこととします。ただし、当組合は、内容を本サービスのホームページ等に表示したうえで、これらを変更することができるものとします。
- ③ 当組合が提供した情報は、その残高・入出金明細を証明するものではありません。受入証券類の不渡等、相当の事由がある場合には、契約者に通知することなく、変更又は取消をすることがあります。また、こうした変更・取消のために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

第7条 振込・振替サービス

- ① 振込・振替サービスとは、当組合が指定する操作方法により、契約者が指定した日（以下、「振込・振替指定日」といいます）に、あらかじめ指定された納税準備貯金・定期貯金以外のサービス利用対象口座の中から契約者が指定した支払指定口座から指定された金額を引落とし、契約者が指定した当組合又は当組合以外の金融機関の国内本支店の貯（預）金口座（以下、「入金指定口座」といいます）へ入金することができるサービスをいいます。

なお、当組合以外の金融機関宛の振込のうち、一部の金融機関宛の振込については取扱いできない場合があります。
- ② 入金指定口座への入金は、次のとおり取扱います。
 - 1 支払指定口座と入金指定口座が当組合の同一店に属し、かつ同一名義の場合は、「振替」として取扱います。
 - 2 支払指定口座と入金指定口座が当組合の同一店に属していない場合、又は支払指定口座と入金指定口座が当組合の同一店に属する場合であっても、その名義が異なる場合は、「振込」として取扱い、当組合所定の振込手数料を支払指定口座からお支払いいただきます。
 - 3 振込・振替指定日は、当組合の指定する操作方法により指定してください。この場合、指定日は当組合所定の期間からお選びいただきます。ただし、振込先の金融機関の状況等により、指定日の翌営業日扱いとなることもあります。

なお、当組合は、内容を本サービスのホームページ等に表示したうえで、この期間を変更することがあります。

- 4 振込・振替サービスにおける1日当たりの上限金額は当組合所定の金額の範囲内、かつ契約者が指定・登録した金額とします。

なお、当組合は、内容を本サービスのホームページ等に表示したうえで、この上限金額を変更することがあります。

- 5 契約者は、依頼した取引について当組合の定める処理を行うまでは、端末機器から当組合の指定する操作方法により、取消ができるものとします。取引実行後の依頼内容の変更（以下、「訂正」といいます）又は取りやめ（以下、「組戻し」といいます）は、原則として取扱いできません。ただし、当組合がやむを得ないものと認めて訂正・組戻しを承諾する場合には、当組合の定める方法で取扱うこととし、この場合、振込手数料は返却しません。

なお、組戻しを行う場合には、当組合所定の組戻手数料が別途必要となります。

- 6 前号の組戻し手続により、入金指定口座のある金融機関から振込金額が返却された場合には、当該取引の支払指定口座に入金します。ただし、組戻しができない場合がありますが、この場合には受取人との間で協議してください。

なお、組戻しができなかった場合には、組戻手数料は返却します。

- 7 入金不能により入金指定口座のある金融機関から振込金額が返却された場合には、契約者から組戻しの依頼を受けることなく振込金額を当該取引の支払指定口座に入金します。この場合、振込手数料は返却いたしません。

なお、これにより生じた損害について当組合は責任を負いません。振込先の金融機関から照会があった際には、当組合は依頼内容について契約者に照会することがあります。この場合は、速やかに回答するものとします。

第8条 税金・各種料金払込みサービス「Pay-easy（ペイジー）」

- ① 税金・各種料金払込み「Pay-easy（ペイジー）」（以下、「払込」といいます）サービスは、当組合所定の収納機関に対し、税金、手数料、料金等（以下、「料金等」といいます）の払込を行うため、当組合が指定する操作方法により、契約者があらかじめ指定されたサービス利用対象口座の中から契約者が指定した支払指定口座から指定された金額（当座貸越を利用できる場合は、その範囲内の金額を含みます）を引落とすことにより、料金等の払込を行うサービスをいいます。
- ② 料金等払込をするときは、当組合が定める方法及び操作手順に従ってください。
- ③ 利用者の端末機器において、収納機関から通知された収納機関番号、お客様番号（納付番号）、確認番号その他事項を正確に入力して、収納機関に対する納付情報又は請求情報の照会を当組合に依頼してください。ただし、利用者が収納機関のホームページ等において、納付情報又は請求情報を確認したうえで料金等の支払方法として料金等払込を選択した場合は、この限りではなく、当該請求情報又は納付情報が当組合のJAネットバンクに引継がれます。
- ④ 前項本文の照会又は前項ただし書の引継ぎの結果として利用者の端末機器の画面に表示される納付情報又は請求情報から払込を希望する料金等を選択してください。
- ⑤ 利用者の端末機器の画面に払込を希望した料金等の内容が表示されますので、利用者はその申込内容を確認のうえ、当組合が定める方法で料金等払込の申込みを行ってください。
- ⑥ 料金等払込にかかる契約は、当組合がコンピュータ・システムにより申込内容を確認して払込資金を貯金口座から引落とした時に成立するものとします。
- ⑦ 次の場合には料金等払込を行うことができません。
- 1 停電、故障等により取扱いできない場合
 - 2 申込内容に基づく払込金額が、手続時点において利用者の口座より払戻することができる金額（当座貸越契約があるときは貸越可能残高を含みます）を超える場合
 - 3 利用者の口座が解約済みの場合
 - 4 利用者の口座に関して支払停止の届出があり、それに基づき当組合が当組合の定める手続を行った場合

- 5 差押等やむを得ない事情があり当組合が不相当と認めた場合
- 6 収納機関から納付情報又は請求情報についての所定の確認ができない場合
- 7 当組合の任意に定める回数を超えてパスワード等を誤って利用者の端末機器に入力した場合
- 8 その他当組合が必要と認めた場合
- ⑧ 料金等払込にかかるサービスの利用時間は、当組合が定める利用時間内としますが、収納機関の利用時間の変動等により、当組合の定める利用時間内でも利用ができないことがあります。
- ⑨ 料金等払込にかかる契約が成立した後は、料金等払込の申込みを撤回することができません。
- ⑩ 当組合は、料金等払込にかかる領収書（領収証書）を発行いたしません。収納機関の納付情報又は請求情報の内容、収納機関での収納手続の結果等その他収納等に関する照会については、収納機関に直接お問い合わせください。
- ⑪ 収納機関の連絡により、料金等払込が取消されることがあります。
- ⑫ 当組合又は収納機関の任意に定める回数を超えて、所定の項目の入力を誤った場合は、料金等払込の利用が停止されることがあります。料金等払込サービスの利用を再開するには、必要に応じて当組合又は収納機関が定める手続を行ってください。
- ⑬ 国庫金の収納は、歳入復代理店である静岡県信用農業協同組合連合会が収納いたします。

第9条 定期貯金サービス

- ① 定期貯金サービスとは、当組合が指定する操作方法により、契約者の依頼に基づき、サービス利用対象口座の中から契約者が指定した口座について、定期貯金の口座開設、満期解約予約、満期時取扱条件変更（満期解約予約取消、元金継続・元利金継続の変更）等を行うことができるサービスをいいます。
- ② 本サービスによる口座開設を利用できるのは、サービス利用対象口座のうち定期貯金口座未開設の総合口座とし、開設した定期貯金口座（以下、開設口座といいます）は、自動的にサービス利用対象口座に登録されます。なお、口座開設時に契約者が指定した総合口座の届出印を開設口座の届出印とします。
- ③ 本サービスによる満期解約予約および満期解約予約取消を利用できるのは、サービス利用対象口座のうち総合口座の定期貯金口座とします。また、元金継続・元利金継続の変更を利用できるのは、サービス利用対象口座のうち通帳式定期貯金口座とします。
- ④ 本サービスを利用できる口座や商品に該当しても、契約状況、取引状況によっては、本サービスを利用できない場合があります。

第10条 取引内容の記録等

契約者の依頼内容・取引内容はすべて当組合において記録し、相当期間保存・管理するものとします。また、万一、これらの内容について契約者と当組合との間で疑義が生じたときは、当組合の電磁的記録等の内容を正当なものとして取扱います。

第11条 月額手数料等

- ① 本サービスの利用に当たっては、当組合所定の月額手数料及びこれに伴う消費税を当組合所定の日代表口座から引落とします。
 なお、本サービスの契約期間中に解約される場合であっても、当組合は既に受入れた月額手数料を返却しません。
- ② 本サービスによる振込に当たっては、第7条における振込手数料及びこれに伴う消費税を、振込指定日の決済時に支払指定口座から引落とします。
- ③ 本サービスにかかる月額手数料、振込・振替金、振込手数料及び払込金等の引落としは、第25条に記載した各種規定にかかわらず、貯金通帳及び払戻請求書又は当座小切手、キャッシュカードの提出は不要として取扱います。
- ④ 当組合は、本サービスの運営上必要と判断した場合および経済情勢等の変動に応じて、内容を本サービスのホームページ等に表示したうえで、月額手数料や本サービスに関する諸手数料を改定あるいは

は新設する場合があります。

第12条 パスワードの管理、セキュリティ等

- ① 「ログインID」、「パスワード」は、重要な情報です。「ログインID」、「パスワード」は、生年月日や電話番号、連続する文字数列の指定を避けたくて、当組合の定める方法に基づき指定してください。また、「ログインID」、「パスワード」については、第三者に知られないよう契約者の責任において厳重に管理するとともに、契約者以外の方が使用することがないようにも厳重に管理してください。管理が不十分であったことにより生じた損害については、当組合は責任を負いません。

なお、当組合から契約者に「ログインID」、「パスワード」を直接尋ねることはありません。

- ② 契約者は、本サービスの取引の安全性の確保・維持に資するため、一定の期間毎に当組合所定の方法により、「パスワード」の変更を必ず行ってください。
- ③ 本サービスの利用について当組合に登録された「パスワード」と異なる「パスワード」が連続して入力され、当組合の任意に定める回数に達した場合には、その「パスワード」は無効となります。この場合、既に依頼済みで当組合が処理していない振込・振替等の依頼は有効に存続するものとして取扱います。「パスワード」を再設定する場合には、当組合所定の手続を行ってください。
- ④ 「JAネットバンク操作手引き」の送付について（送付状）の盗難・紛失等により、「ログインID」、「パスワード」等の契約者に関する情報が第三者に知られた場合、又はそのおそれがある場合には、契約者は当組合の所定の時間内にその旨を届出てください。当組合は、この届出の受付により本サービスの利用を停止します。この場合、既に依頼済みで当組合が処理していない振込・振替等の依頼は、契約者の真正な意思により撤回されたものとみなして取扱います。

なお、本サービスの利用を再開する場合には、当組合所定の手続を行ってください。

第13条 解約等

- ① この契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができるものとします。ただし、当組合に対する解約の通知は当組合制定の書面もしくは当組合が定める方法によることとし、当該解約の有効期限は当組合の解約手続完了後とします。また、当組合に対する解約の通知を受けてから、解約手続を実際に行うまでに通常必要となる期間において生じた損害については、当組合は責任を負いません。

なお、本サービスによる取引で未処理のものが残っている等、当組合が必要と認めた場合には、即時に解約できない場合があります。

- ② 当組合が解約の通知を届出の住所に宛てて発信した場合において、その通知が受領拒否、転居先不明等の理由により契約者に到着しなかったときは、通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- ③ 代表口座が解約された場合は、この契約は解約されたものとします。
- ④ サービス利用対象口座（除く、代表口座）が解約された場合は、その口座にかかる限度において契約は解約されたものとします。
- ⑤ 契約者が次の各号の事由の一つでも該当したときは、当組合は契約者に連絡・通知等することなく、本契約を直ちに解約できるものとします。
- 1 支払停止又は破産手続開始若しくは民事再生手続開始の申立があったとき。
 - 2 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - 3 住所変更の届出を怠る等、契約者の責に帰すべき事由により、当組合において契約者の所在が不明となり、当組合の契約者に宛てた通知が届出の住所に到達しなくなったとき。
 - 4 1年以上の長期にわたり本サービスの利用がなかったとき。
 - 5 相続の開始があったとき。
 - 6 当組合に支払うべき本規定における各種手数料が支払われなかったとき。
 - 7 「JAネットバンク操作手引き」の送付について（送付状）が不着若しくは受取拒否等で返却されたとき。
 - 8 契約者が本邦の居住者でなくなったとき。
 - 9 本サービスを利用して法令等に反する不正行為を図ったとき。
 - 10 その他解約することを必要とする相当の事由が生じたとき。

第14条 移管

- ① サービス利用対象口座を契約者の都合で移管する場合は、原則として本契約の内容は新しい取引店舗に引き継がれます。ただし、別途移管にかかる手続きを行っていただく必要があります。
- ② サービス利用対象口座が店舗統廃合等、当組合の都合により移管された場合は、原則として本契約の内容は新しい取引店舗に引継がれます。ただし、契約者に連絡のうえ、別途変更等の手続きを行っていただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。

第15条 免責事項

- ① 当組合及び金融機関等の共同システムの運営体が相当のシステム安全策を講じたにもかかわらず、
 - 1 システム、端末機器、通信回線等の障害により、本サービスの取扱いに遅延・不能等が発生したために生じた損害
 - 2 公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経過において盗聴・改ざん等がなされたことにより、パスワード等を含む契約者情報や取引情報等が漏洩したために生じた損害については当組合は責任を負いません。当組合からのそれぞれの取引受付終了メッセージを受信する前に回線等の障害等により取扱いが中断したと判断し得る場合には、障害回復後に当組合に受付けの有無等を確認してください。
- ② システム変更、災害・事変等の不可抗力、裁判所等公的機関の措置、その他やむを得ない事由があった場合、サービスの取扱いに遅延・不能等が発生したために生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- ③ 当組合が第4条に従って本人確認を行ったうえで取引を実施した場合には、ソフトウェア、端末機器、パスワード等につき、偽造・変造・盗用又は不正利用その他の事故があっても、当組合は当該依頼を契約者の真正な意思に基づく有効なものとして取扱い、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

ただし、損害の発生が盗取されたパスワード等を用いて行われた不正な振込等によるものである場合、契約者は後記第16条による補てんの請求をすることができます。
- ④ 本サービスに使用する端末機器、通信媒体が正常に稼働する環境については、契約者の責任において確保してください。当組合は、本規定により端末機器が正常に稼働することについて保証・確約するものではありません。万一、端末機器が正常に稼働しなかったことにより取引が成立しない、又は成立した場合、これにより生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- ⑤ 利用申込書等に押印された印章の印影と届出の印鑑とを、当組合が相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしたときは、これらの書類につき偽造、変造、盗難その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- ⑥ 当組合が通知した「JAネットバンク操作手引き」の送付について（送付状）が郵送上の事故等当組合の責に帰すべき事由によらず、第三者がパスワード等を知り得たとしても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- ⑦ その他当組合以外の金融機関等の責に帰すべき事由により生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- ⑧ 契約者が本規定により取扱わなかったことよって生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- ⑨ 本サービスは個人の方を対象としているため、契約者が個人以外の方であることよって生じた盗聴等の不正利用等による損害については、当組合は責任を負いません。

第16条 本サービスの不正使用による振込等

- ① 盗取されたパスワード等を用いて行われた不正な振込等（以下「不正な振込等」という。）については、次の各号のすべてに該当する場合、契約者は当組合に対して不正な振込等にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - 1 不正な振込等に気づいてからすみやかに、当組合への通知が行われていること。
 - 2 当組合の調査に対し、契約者から十分な説明が行われていること。
 - 3 警察署等の捜査機関に対し、被害事実等の事情説明が行われていることが確認できるものを当組

合に示していること。

- ② 前項の請求がなされた場合、不正な振込等が契約者の故意または重過失による場合を除き、当組合は当組合へ通知が行われた日の30日（ただし、当組合に通知することができないやむを得ない事情があることを契約者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた不正な振込等にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額を補てんするものとします。ただし、不正な振込等が行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、不正な振込等にかかる損害が契約者の過失に起因する場合は、当組合は被害状況等を勘案のうえ、補てん対象額を減額した金額を補てんする場合があります。
- ③ 前記①・②の規定は前記①にかかる当組合への通知が、パスワード等の盗取が行われた日（当該盗取が行われた日が明らかでないときは、不正な振込等が最初に行われた日。）から2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。
- ④ 前記①の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当組合は補てんの責任を負いません。
 - 1 不正な振込等が行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - a 不正な振込等にかかる損害が契約者の重大な過失に起因する場合
 - b 契約者の配偶者、二親等以内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家政婦等）によって行われた場合
 - c 契約者が被害状況についての当組合に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
 - 2 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じ、又はこれに付随してパスワード等が盗取された場合
- ⑤ 当組合が前記②に定める補てんを行う場合、不正な振込等の支払原資となった貯金（以下「対象貯金」という。）について、契約者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、補てんは行わないものとします。

また、契約者が不正な振込等を行ったものから損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- ⑥ 当組合が前記②により補てんを行った場合には、当該補てんを行った金額の限度において、対象貯金に関する権利は消滅します。
- ⑦ 当組合が前記②により補てんを行ったときは、当組合は当該補てんを行った金額の限度において、盗取されたパスワード等により不正な振込等を行った者その他の第三者に対して契約者が有する損害賠償請求権又は不当利得返還請求権を取得するものとします。

第17条 届出事項の変更等

- ① 代表口座を含む本サービスに関する印章、住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス、その他の届出事項に変更があったときは、当組合の定める方法（本規定及び各種貯金規定並びにそれら以外の規定で定める方法）に従い直ちに当組合に届出てください。この届出は、当組合の変更処理が完了した後有効となります。
- ② 前項に定める届出事項の変更の届出がなかったために、当組合からその必要に応じて通知する書類や電子メール等が不着又は延着の場合であっても、通常到達すべきときに到達したものとします。

第18条 通知・告知手段

- ① 契約者は、当組合からの通知・告知等の手段として、次の各号に掲げる事項について電子メール、ホームページ掲載その他の方法が利用されることに同意するものとします。
 - 1 契約者に対する通知又は告知に関する事項
 - 2 金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
 - 3 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ② 契約者は、前項2、3のご提案の配信について当組合所定の方法により停止をできるものとします。
- ③ 契約者の電子メールアドレスについては、当組合の指定する操作方法により端末機器から届出るも

のとし、この届出がなかったことにより生じた損害については、当組合は責任を負いません。

第19条 海外からの利用

契約者の海外からの利用については、各国の法令、通信事情、その他事由により本サービスの全部又は一部が利用できない場合があります。当該国の法令・制度等については、契約者ご自身で確認してください。

第20条 サービスの追加

契約者は、本サービスに今後追加されるサービスを、新たな申込みなしに利用できるものとします。ただし、当組合が指定する一部のサービスについては、この限りではありません。また、サービス追加時には、本規定を変更する場合があります。

第21条 サービスの休止

当組合は、システムの定期的な保守点検、安全性の維持・向上、その他必要な事由がある場合は、本規定に基づくサービスを休止することができるものとします。また、この休止の時期・内容等に関する契約者への告知については、当組合任意の方法によることとします。

第22条 サービスの廃止

当組合は、内容を本サービスのホームページ等に表示したうえで、本サービスで実施しているサービスの一部または全部を廃止する場合があります。また、サービス廃止時には、本規定を変更する場合があります。

第23条 本規定の変更

- ① 当組合は、第20条・第21条に基づく他、必要に応じて本規定の内容及び利用方法（当組合の所定事項を含みます）を変更することができるものとします。本規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、本規定の各条項が、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。
- ② 前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第24条 業務委託の承諾

- ① 当組合は、当組合が任意に定める第三者（以下「委託先」といいます）に業務の全部または一部を委託できるものとし、契約者は当該委託に必要な範囲で契約者に関する情報が委託先に開示されることに同意するものとします。
- ② 当組合は、委託先に、本サービスを構成している各種サーバーシステムの運用、保守等のセンター業務を委託することができるものとし、契約者はこれに同意するものとします。

第25条 関係規定の適用・準用

- ① この規定に定めのない事項については、普通貯金規定、総合口座取引規定、当座勘定取引規定、貯蓄貯金規定等関係する各規定により取扱います。また、これらの規定と本規定との間に齟齬がある場合には、本サービスに関しては本規定を優先して適用するものとします。
- ② 振込取引に関する振込通知の発信後の取扱いで、本規定に定めのない事項については、振込規定を準用します。

第26条 契約期間

この契約の当初契約期間は、契約日（「JAネットバンク操作手引き」の送付について（送付状）に記載の取扱開始日）から1年後の応当日が属する月の月末日までとし、契約期間満了までに契約者又は当組合から特段の申出のない限り、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

第27条 譲渡、質入れ等の禁止

本サービスに基づく契約者の権利は、第三者への貸与を含め譲渡、質入れ等はできません。

第28条 準拠法・合意管轄

本規定の準拠法は日本法とします。本サービスに関する訴訟については、当組合本店の所在地を管轄する管轄裁判所とします。

以上
(令和2年4月1日現在)

当組合所定事項

※当組合を「当会」へ読み替えてご利用ください。

本サービスにおける当組合所定事項は次のとおりとします。

当組合所定の事項については、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、当組合所定事項の各事項が、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。当組合所定の内容の変更については、変更後の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

なお、契約者が本サービスをご利用の際には、当組合所定事項の内容について承諾したものとみなします。

(令和元年 11 月 18 日現在)

項 目	内 容	関係条項
使用機器について	<ul style="list-style-type: none"> ○ ご使用いただけるパーソナルコンピュータ、OS、ブラウザについては、ホームページ、パンフレット等でご確認ください。 ○ ご使用いただける携帯電話は、「i モード (FOMA 対応機種含む)」「EZweb」「Yahoo! ケータイ」対応の機種となります。 	1 条
利用できるサービスについて	振込・振替、残高照会、入出金明細照会、税金・各種料金の払込み「Pay - easy (ペイジー)」、その他当組合所定のサービスをお取扱いしています。	1 条 6 条 7 条 8 条 9 条 10 条
利用時間について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平日・土曜日・祝日…0 時 40 分 ~ 23 時 40 分 ○ 日曜日 …6 時 30 分 ~ 23 時 40 分 <p>ただし、次の特定日等につきましては、本サービスを停止、またはご利用時間を短縮いたします。 ご利用時間の短縮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1・5・8・10 月の第 3 土曜日…0 時 40 分~21 時 00 分 上記土曜日の翌日曜日 …8 時 00 分~23 時 40 分 ・ 1 月 1 日~1 月 3 日 …8 時 00 分~19 時 00 分 ・ 5 月 3 日~5 月 5 日, 第 1・第 3 月曜日 …6 時 00 分~23 時 40 分 ・ 祝日または 5 月 3 日~5 月 5 日が日曜日と重なる場合は、日曜日のご利用時間となります。 <p>上記以外にも当組合の都合によりサービスを休止する場合があります。 払込サービスは収納機関の利用時間の変動等により、当組合の定める利用時間内でも利用できない場合があります。</p>	2 条 6 条 2 項 7 条 2 項 3 号 8 条 8 項
利用開始時期について	当組合にて本サービスの申込受付後、「JA ネットバンク操作手引き」の送付について (送付状) がお客さまに到達し、お客さまの使用する端末機器に初期設定を行っていただいた後からご利用いただけます。	3 条
サービス利用対象口座について	サービス利用対象口座は、20 口座までご登録いただけます。 このサービス利用対象口座のうち 1 口座を「代表口座」としてご登録いただきます。 なお、代表口座は普通貯金又は当座貯金のいずれかをご指定いただきます。代表口座以外は普通貯金・当座貯金・貯蓄貯金、納税準備貯金、定期貯金をご指定いただくことができます。	3 条 2 項

項 目	内 容	関係条項
<p>本人確認方法について</p> <p>パソコン等の端末をご利用の場合</p> <p>携帯電話をご利用の場合</p>	<p>○ 本サービスの契約に際し、取引時に契約者ご本人であることを確認するために「代表口座番号」「ログインパスワード」を届出いただきます。また、「確認用パスワード」をシステムにて別途設定し、契約者ご本人へ通知いたします。</p> <p>○ 初回利用時に上記項目を登録していただき、項目内容の一致を確認することにより、契約者本人であることを確認し、契約者ご本人に「ログイン ID」を取得していただきます。契約者はその後「ログインパスワード」「確認用パスワード」を契約者ご本人により改めて登録し直します。</p> <p>○ 次回以降は「ログイン ID」「ログインパスワード」「確認用パスワード」の一致を確認することにより本人確認を行います。</p> <p>○ 本サービスの契約に際し、取引時に契約者ご本人であることを確認するために「代表口座番号」「ログインパスワード」を届出いただきます。また、「確認用パスワード」をシステムにて別途設定し、契約者ご本人へ通知いたします。</p> <p>○ i モードについては、初回利用時に当組合を選択しマイメニュー登録していただいた後、「代表口座番号」「ログインパスワード」「確認用パスワード」等を登録していただき、項目内容の一致を確認することにより、契約者ご本人であることを確認します。</p> <p>○ Yahoo! ケータイ、EZweb については、モバイルバンキングのメニュー画面から当組合を選択していただいた後、「代表口座番号」「ログインパスワード」「確認用パスワード」等を登録していただき、項目内容の一致を確認することにより、契約者ご本人であることを確認します。</p> <p>○ 次回以降は「ログインパスワード」「確認用パスワード」の一致を確認することにより本人確認を行います。</p>	4 条 16 条 3 項
振込・振替資金について	振込・振替資金については、振込・振替指定日にサービス利用対象口座のうちお客さまが指定した口座から引落とします。	7 条 1 項 8 条 1 項 12 条 3 項
振込・振替限度額について	ワンタイムパスワードご利用のお客さまの 1 日あたりの振込・振替限度額は、サービス利用対象口座ごと最高 500 万円までの範囲で 1 万円単位に任意にご指定いただけます。ワンタイムパスワード未利用のお客さまの 1 日あたりの振込・振替限度額は、サービス利用対象口座ごと最高 20 万円までとなります。また、ワンタイムパスワードまたはメール通知パスワードのいずれも未利用の場合は、振込・振替ができません。（お振込前に当組合窓口にてご登録いただいている先へのお振込みは、お振込限度額の範囲で可能です）	
振込・振替の処理指定日について	依頼日当日および依頼日の翌営業日以降 5 営業日の指定が可能です。（ただし、携帯電話からの当日扱いの振込・振替は、平日 15 時までには受付したものに限りです）	7 条
振込・振替受付後の取消について	振込・振替取引の取消については、処理指定日の前日までに取消依頼を行ったものに限りさせていただきます。	
組戻しについて	振込・振替実行後の依頼内容の変更又は組戻し手続は、契約者が振込・振替依頼時に支払指定口座として指定した貯金口座の属する当組合店舗で受け付けます。この場合、組戻手数料を請求させていただきます。なお、金額については当組合窓口にご確認ください。	
月額手数料について	本サービス利用にあたっては、月額手数料及びこれに伴う消費税を毎月 20 日に代表口座から引落とします。なお、金額については当組合窓口又はホームページでご確認ください。	12 条 1 項 12 条 3 項
振込手数料について	本サービスによる振込にあたっては、振込手数料及びこれに伴う消費税を振込指定日の決済時にお客さまが指定した口座から引落とします。なお、金額については当組合窓口又はホームページでご確認ください。	7 条 2 項 2 号 12 条 2 項 12 条 3 項
各種料金の払込サービスの収納機関について	JA ネットバンクのホームページ (http://www.jabank.jp/) の「サービスのご案内」のうち「サービス内容」に記載されておりますのでご確認ください。	8 条 1 項

項 目	内 容	関係条項
パスワードの変更について	パスワードの変更については、ログイン後の画面で行うことができます。 詳しい操作方法は、「JA ネットバンク操作手引き」、「操作ヘルプ画面」をご覧ください。	13条2項
採用しているセキュリティについて	インターネット上のお客さまの大切なお取引データを保護するために、暗号化技術（SSL128bit）を採用し、セキュリティの確保・維持に取り組んでいます。	16条1項
機器・ログイン ID・パスワードの盗難等の連絡時間について *携帯電話各社の受付時間・電話番号等は、各社のホームページ等でご確認ください。	<ul style="list-style-type: none"> ○ お取引店への連絡可能時間 平日：9:00～17:00 ○ インターネットバンキングヘルプデスク連絡可能時間 TEL 0120-058-098 平日（金融機関営業日）：9:00～21:00 土・日・祝日等（金融機関営業日以外）（1月2日・1月3日及び12月31日を含む）：9:00～17:00 ただし、1月1日は終日休止 緊急時のサービス利用停止は24時間365日受付 ○ i モード携帯電話（FOMA 対応機種含む）の場合、NTT ドコモ*にご連絡のうえ、サービス停止手続を行ってください。 ○ Yahoo! ケータイ携帯電話の場合、ソフトバンク*にご連絡のうえ、サービス停止手続を行ってください。 ○ EZweb 携帯電話の場合、KDDI (au)*にご連絡のうえ、サービス停止手続を行ってください。 	13条4項
商品・サービスのご提案に関する配信停止	重要な通知又は告知等に関する事項を除き、商品・サービスのご提案に関する配信の停止については、端末機器の画面上の「ご利用サービスの変更」から、「お客様情報の入力画面登録（変更）画面」から「DM 送信希望条件」の項目で、DM（Eメール）送信を受取らない設定が可能となります。	19条2項
定期貯金商品について	定期貯金預入の商品選択画面における「定期商品の内容はこちら」のリンク先ページをご覧ください。	9条3項
繰上返済サービスの取扱いについて	繰上返済サービスの取扱い有無については、当組合窓口にご確認ください。	10条1項
繰上返済サービスの対象とするローン及び繰上返済手数料について	繰上返済サービスの対象とするローン及び繰上返済手数料については、当組合窓口にご確認ください。	10条1項 10条3項

JAネットバンクオンライン申込サービス規定

※当組合を「当会」へ読み替えてご利用ください。

第1条 JAネットバンクオンライン申込サービス

JAネットバンクオンライン申込サービス（以下「本サービス」といいます。）とは、当組合ホームページ上の受付画面より所定事項を入力・伝達することにより、JAネットバンク利用規定に基づく「JAネットバンク」の新規利用開始または解約を申込みサービスです。

第2条 適用範囲

本サービスの利用対象者は、当組合が当座貯金または普通貯金（総合口座取引の普通貯金を含みます。以下同じとします。）について発行した本人名義のキャッシュカード（ただし、代理人カードは除きます。以下これらを「カード」といいます。）を保有する個人の方とします。

第3条 本人確認

- ① 本サービスでは、当組合ホームページ上の受付画面より所定事項を入力・伝達する場合は、当該入力・伝達された口座番号および当該口座のカード暗証番号（以下「カード暗証番号」といいます。）その他の項目と、当組合に登録されている各項目との一致を確認する方法により本人確認（以下、「本人確認」といいます。）を行います。
- ② 本人確認に必要な確認項目および本人確認方法の技術的要件等は当組合が定めるものとし、当組合が必要とする場合、変更することができるものとします。
- ③ 当組合が本規定に定める本人確認により「JAネットバンク」利用申込の受付を行った場合、口座番号、カード暗証番号その他について不正使用、その他の事故があっても当組合は当該申込みを当該口座の名義人本人の意思に基づく有効なものとして取り扱い、また、そのために生じた損害について当組合は責任を負いません。
- ④ 本サービスの受付画面にて、カード暗証番号が当組合の任意に定める回数まで連続して誤って入力された場合、カードの利用が制限され、本サービスのほか、ATMや窓口での入出金、残高照会等、カードを利用する一切の取引が利用できなくなります。

第4条 利用時間

本サービスの利用可能時間は、別途当組合が定めるものとします。また、回線障害等が発生した場合は、利用可能時間中であっても予告なしに取扱いを一時停止又は中止することがあります。

第5条 申込みの取消し

本サービスによる申込みの取消しはできません。申込手続完了後、当組合所定の手続きにより「JAネットバンク」の解約または新規利用開始など必要に応じて申込みをしてください。

第6条 免責事項

- ① 当組合が相当のシステム安全対策を講じていたにもかかわらず生じた次の各号の損害について当組合は責任を負いません。
 - 1 システム、パソコンなど本サービスの受付画面に接続可能な端末（以下「端末」といいます。）及び通信回線等の障害により、サービスの取扱いに遅延・不能等が発生したために生じた損害
 - 2 通信経路において盗聴・不正アクセス等などがなされたことにより、カード暗証番号等が漏洩したために生じた損害
- ② システムの変更・災害等の不可抗力、裁判所等公的機関の措置、その他やむを得ない事由があった場合、サービスの取扱いに遅延・不能等が生じたことに起因する損害について当組合は責任を負いません。

- ③ 本サービスにおいて、本規定に定める本人確認を行ったうえで送信者を申込口座の名義人本人とみなして取扱いを行った場合は、ソフトウェア、端末、カード暗証番号等につき偽造、変造、盗用または不正利用、その他の事故があっても、そのために生じた損害について当組合は責任を負いません。お客さまは、ソフトウェア、端末、カード暗証番号等を第三者に不正利用されないよう厳重に管理してください。また、ソフトウェア、端末、カード暗証番号等の異常に基づくエラー、盗難等の事故またはカード暗証番号等が漏洩したおそれがある場合には、当組合所定の時間内に当組合に電話により届出てください。
- ④ 本サービスの利用にあたっては、お客さまが所有管理する端末等をお客さまの責任において利用し、通信環境についてはお客さまの責任において確保してください。当組合は本規定により端末等が正常に稼動することを保証するものではありません。端末等が正常に稼動しなかったことにより取引が成立しない、または、成立した場合、それにより生じた損害について当組合は責任を負いません。なお、お客さまは、本サービスの利用にあたり、当組合のシステムまたは本サービスに支障を与えないものとします。

第7条 規定の準用

本規定に定めのない事項については、キャッシュカード規定、J Aネットバンク利用規定等により取扱います。

第8条 規定の変更等

- ① 本規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、本規定の各条項が、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。
- ② 前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(令和2年4月1日現在)